

京都市立芸術大学研究倫理審査委員会規程

(令和5年6月29日理事長決定)

(設置)

第1条 京都市立芸術大学に研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、本学における人を直接の対象とした研究及び論文作成（以下「研究等」という。）を行う場合の手續等を定め、これにより研究対象者及びその関係者（以下「対象者等」という。）の人権を擁護するとともに、本学における研究の円滑な推進に資するため、必要な事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 美術学部長
- (3) 音楽学部長
- (4) 美術研究科長
- (5) 音楽研究科長
- (6) 日本伝統音楽研究センター所長
- (7) 芸術資源研究センター所長
- (8) 本学設置法人副理事長
- (9) 本学設置法人理事（研究担当）
- (10) 学長が指名する者 若干名

(委員の任期)

第4条 前条第10号の委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合に補欠された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長は、委員会が必要と認めるときは、第3条各号に掲げる委員以外の者を出席させ意見を聴くことができる。ただし、委員以外の者は議決に加わる権利を有しない。
- 4 委員は、自己の研究等に関わる議事に参加することはできない。

(委員の責務)

第7条 委員は、次の各号に掲げる責務を負うこととする。

- (1) 対象者等の権利と福利が不当に損なわれることなく研究等が実施されるために、必要な審査及び助言を行う。
- (2) 職務と自己の利益が相反する場合は、あらかじめその旨を委員会に申告しなくてはならない。
- (3) 委員長が必要と認めるときは、研究計画の審査に必要な知識についての講習を受けなければならない。
- (4) 職務に関連して知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審議)

第8条 委員会は、研究等が次の各号のいずれかに該当する場合、第2条に基づく審議を行わなければならない。

- (1) 研究実施に当たり倫理上の問題が生じる恐れがある場合
- (2) 法令等により所属機関の倫理審査を受けることが求められている場合
- (3) 研究費申請あるいは学会等への論文投稿・学会発表等に際し、所属機関の倫理審査を受けることが求められている場合
- (4) 共同研究の相手企業等から研究実施に当たり所属機関の倫理審査を受けることが求められている場合
- (5) その他研究を実施するに当たり倫理審査を受ける必要がある場合

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教務学生課において行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、令和5年6月29日から施行する。